



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年12月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D003(4)イ及びウを次のように改める。
 - イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはFEIA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部·第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 $D000\sim D002$ (略) D000~D002 (略) D003 糞便検査 D003 糞便検査 $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) (4) カルプロテクチン(糞便) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把 イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として 握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎につい 測定する場合は、ELISA法、FEIA法、金コ てはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、 ロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により イムノクロマト法又はLA法により、クローン病に 測定した場合に、3月に1回を限度として算定でき ついてはFEIA法により測定した場合に、それぞ る。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に れ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医 1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を 診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ 学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合に は、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療 と。 報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン 病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検 病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目

	月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。		視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
(5)	(略)	(5)	(略)